

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

(以下「甲」といいます。)と電気管理技術者 (以下「乙」といいます。)とは、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務 (以下「保安管理業務」といいます。)の委託について、次のとおり契約を締結します。なお、本委託契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとします。

第1条 (契約対象自家用電気工作物の概要)

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとします。

(1) 事業場の名称

(2) 事業場の所在地

ア. 定格出力

イ. 定格電圧 6, 600ボルト

ウ. 周波数 50 ヘルツ

エ. 発電設備の種類 太陽電池発電設備

オ. 系統連携 有り

カ. 逆潮流 有り

(4) 太陽電池発電所用受変電設備

ア. 定格容量 キロボルトアンペア

イ. 受電電圧 6, 600ボルト

(5) 配電線路

ア. 電圧 キロボルト

イ. 種類 無し

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとします。

第3条 (点検の頻度及び点検項目)

1 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

太陽電池発電設備 (太陽電池アレイ及びパワーコンディショナー) 部分

- | | |
|----------|-------|
| (1) 月次点検 | 6ヶ月1回 |
| (2) 年次点検 | 毎年1回 |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

太陽電池発電設備用受変電設備

- | | |
|----------|-------|
| (1) 月次点検 | 月1回 |
| (2) 年次点検 | 毎年1回 |
| (3) 臨時点検 | 必要の都度 |

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 太陽電池アレイ 接続箱 パワーコンディショナー 系統保護装置	＜外観点検＞ 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、単独運転検出機能の確認、指示計器の状態

第 16 条 （システムダウン時の損害賠償）

- 1 万一乙がシステムダウンを知らずにもしくはやむを得ずシステムの復旧が出来ず発電量が減少した場合、甲は乙に対し損害賠償請求をしないものとします。

第 17 条 （付帯設備）

- 1 付帯設備（太陽光パネル、パワーコンディショナー等）の保守管理を甲は別に業者と保守管理契約を締結するものとします。

以上契約の証として、この契約書を 2 通作成し、甲、乙が各 1 通を保有するものとします。

平成 年 月 日

委託者（甲）

住 所
氏 名

印

受託者（乙）

住 所
氏 名

印

保 安 規 程

ふりがな		
設置者名		
事業場名		
事業場住所		
(TEL)		
ふりがな		
電気管理技術者		
資 格	第 種電気主任技術者 第 号	
発電設備の形態定格等	定格出力 KW	発電機の種類 新エネルギー発電所 太陽電池発電設備
	定格電圧 6600 V	
	周波数 50 Hz	
発電所系統連携 逆 潮 流	有 無	契約種別
	有 無	売電
受変電設備	定格容量 KVA 受電電圧 6600V	
事業場の業種	太陽電池発電事業	
供 給	東京電力(株) 支社	
作成年月日	平成 年 月 日	

経 歴 書

保安規程届出年月日	年 月 日
自家用電気工作物の 使用開始年月日	年 月 日
主 要 な 変 更 事 項	
届 出 年 月 日	届 出 事 項
	保安規程 *届出 *変更届 *主技者解任
	保安管理業務外部委託承認申請
代行者・No. F 到達時間 PCB機器 使用中 保管中 該当無	

保安規程

第1章 総 則

【目 的】

第1条 (以下「当事業場」という)における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保する為、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という)第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

【保安業務の委託】

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に係る業務は、電気事業法施工規則第52条第2項の規定に基づく告示の要件に該当する者(以下「電気管理技術者」という)に委託するものとする。

2. 前項の保安の監督に係る業務の委託については、電気管理技術者との契約によって定めるものとする。

【法令及び規程の遵守】

第3条 当事業場の電気工作物設置者及び従事者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定】

第4条 この規程を実施するために必要と認められた場合には、別に細則を制定するものとする。

【規程等の改正】

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正にあたっては、電気管理技術者と協議するものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

【保安に関する業務の管理】

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用における保安に関する業務は (以下「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

2. 電気管理技術者に委託した保安の監督に係る義務については電気管理技術者と連絡する者(以下「連絡責任者」という)をあらかじめ指名しておくものとする。

3. 発電所については運転及び停止の操作をする者(以下「運転責任者」という)及びその者に事故があった場合に代行させる代務者をあらかじめ氏名しておくものとする。

4. 連絡責任者を変更した場合は、直ちに電気管理技術者に通知するものとする。

5. 連絡責任者を原則として電気管理技術者の業務に立会わせるものとする。

【設置者の義務】

第7条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用については電気管理技術者と協議し、電気管理技術者の意見を尊重するものとする。

2. 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、電気管理技術者と協議するものとする。

3. 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気管理技術者を立会わせるものとする。

【従事者の義務】

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気管理技術者がその保安のためにする指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

【保安教育】

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な教育を行うものとする。

第7章 災 害 対 策

【防災体制】

- 第18条 災害その他、非常の場合に備えて電気工作物の保安を確保するために、電気管理技術者の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。
2. 第14条第1項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、受電室その他、見やすい場所に掲示しておくものとする。
 3. 連絡責任者は災害その他、非常の場合において緊急に送電を停止する必要があると判断したときは、直ちに送電を停止することができるものとする。
 4. 災害時等において東京電力株式会社と連絡が取れない場合にあつては、連絡が取れるまでのあいだ、受電側の系統電力と発電電力との並列運転は行わないものとする。

第8章 記 録

【記録】

- 第19条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は別に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。
2. 主要電気機器の補修については別に定める設備台帳及び補修記録により記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責 任 の 分 界

【責任の分界点】

- 第20条 東京電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任分界点とする。

【需要設備及び発電所の構内】

- 第21条 需要設備及び発電所の構内は別図に示す通りとする。

第10章 雑 則

【危険の標示】

- 第22条 受電室その他、高圧電気工作物が設置される場所及び発電所には、取扱者以外の者が立入らないように、出入口に施錠装置及び立入禁止の標示を設けるものとする。

【測定器具類の整備】

- 第23条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管するものとする。

【設計図、書類の整備】

- 第24条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については、必要な期間整備保存するものとする。

【手続書類等の整備】

- 第25条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他、主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、関東東北産業保安監督部長に提出した保安管理業務外部委託承認申請が承認された日から施行する。

2. 前項の教育については、電気管理技術者と協議の上、実施するものとする。

【保安に関する訓練】

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について、必要に応じて演習訓練を行うものとする。

2. 前項の演習訓練については、あらかじめ電気管理技術者と協議の上、行うものとする

第4章 工事計画及び実施

【工事計画】

第11条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替え及び廃止をいう)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し電気管理技術者の意見を求めるものとする。

【工事の実施】

第12条 電気工作物の工事の実施にあたっては、電気管理技術者に工事の監督を行わせ、完成した場合には竣工検査を行わせ保安上支障のないことを電気管理技術者に確認させるものとする。

2. 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

【点検、測定等】

第13条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、別表に定める基準にしたがい行うものとする。

2. 前項の点検、測定及び試験は、電気管理技術者と協議の上これを的確に実施するものとする。
3. 点検、測定及び試験の結果、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という)に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理、改造、移設又はその使用を一時停止若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

【事故の応急措置等】

第14条 電気工作物に関する事故、その他の異常が発生し又は発生するおそれのある場合には、電気管理技術者その他の関係先に迅速に連絡または報告し、電気管理技術者の指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2. 事故、その他の異常の発生原因の探究及び再発防止にあたってとるべき措置については、電気管理技術者の協力を求め、必要に応じて臨時点検を行わせるものとする。

第6章 運 転 又 は 操 作

【運転又は操作】

第15条 平常時及び事故、その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、方法については、電気管理技術者の意見を聞いてあらかじめ定め、受電室その他、見やすい場所に掲示しておくものとする。

2. 発電所にあつては、太陽光発電設備の運転及び停止の操作は運転責任者が行う。
3. 受電用遮断器の操作にあたっては、電気管理技術者は必要に応じて東京電力株式会社に連絡を行うものとする。
4. 系統連携に関する事項については、東京電力株式会社との間に締結している「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

【発電所の長期間の運転停止】

第16条 発電設備を相当期間にわたり停止する場合には、必要に応じた主要機器の点検手入れ(防錆・防湿)等を行うものとする。

【発電所の運転再開】

第17条 発電所を相当期間停止後運転を再開する場合には、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転を行い、保安の確保に万全を期するものとする。

点検、測定及び試験の基準

		月次点検		年次点検		測定及び試験		
		No.	点検箇所	No.	点検箇所	No.	周期	測定項目
配電設備	配電線及び配線用遮断器 漏電遮断器 ナイフスイッチ	1	変形、亀裂、損傷、腐食 発錆、汚損	1	月次点検と同じ			
		2	異音、異臭、過熱(変色)	2	配電線と開閉器類との 接続の緩み、外れ			
		3	スイッチ、ヒューズの緩み 過熱					
	分電盤	1	変形、亀裂、損傷、腐食 発錆、汚損	1	月次点検と同じ			
	その他		該当設備に応じた個別対応		該当設備に応じた個別対応			
常用 ／ 非常用 発電設備	原動機 始動装置 付属装置	1	燃料系統からの漏洩 及び貯油	1	月次点検と同じ	1	1年	機関保護継電器 作動確認
		2	機関の始動・停止 (常用の月次は除く)					
	発電機 励磁装置 接地装置	1	音響、回転、過熱、異臭、 振動、給油状態に注意する	1	各部の緩み	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	発電電圧、周波数	2	変形、損傷、汚損、伝達装置 の異常など各部の点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	その他必要事項	3	制御装置点検			
				4	接地線接続部の状態			
				5	その他必要事項			
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置 その他	1	受電設備、受・配電盤に 準ずる	1	月次点検と同じ			
			該当設備に応じた個別対応		該当設備に応じた個別対応			
蓄電池設備	蓄電池本体 付属装置	1	液面、沈殿物、液色 極板湾曲、隔離板 端子の緩み、損傷	1	架台の腐食、損傷、耐酸性 塗料の剥離	1	1年	電圧・比重測定
		2	充電装置の作動状態	2	床面の腐食、損傷	2	1年	液温測定
		3	電池の電圧	3	その他の必要事項	3	1年	絶縁抵抗測定
		4	液量点検			4	1年	接地抵抗測定
負荷 設備	配線及び 配線器具	1	配電設備に準じる	1	月次点検に同じ			
	接地装置 低圧機器等	1	異音、異臭、過熱(変色)	1	月次点検に同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	接地線の損傷、断線、 緩み、外れ			2	不定期	必要により 接地抵抗測定
	その他		該当設備に応じた個別対応		該当設備に応じた個別対応			
問診	自家用電気 工作物の 設置者・従業者		前回点検以降の異常等の 有無に関する聴取	1	月次点検に同じ			
新エ ネル ギ― 発電 所	太陽電池アレイ 接続箱	1	異音、異臭、過熱(変色)	1	月次点検に同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
	パワーコンディショナー 系統保護装置	2	計器の異常、表示灯 表示灯の異常	2	単独運転検出機能の確認	2	1年	接地抵抗測定
		3	接地線の損傷、断線、 緩み、外れ	3	指示計器の状態の確認			
	付帯設備	4	該当設備に応じた個別対応					
			設置事業者の契約先が付帯設備(太陽光電池、パワーコンディショナー等)の保守・管理は行うものとする。					

(注) 1. 変圧器の二次側より最初の主開閉器電源側までの電路と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

2. 工事期間中は、外観点検(主として目視により行う点検)により、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。

1 臨時点検

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常の状況確認点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。

①高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全ての電気工作物

②受電用遮断器(電力ヒューズを含みます。)が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となった部分の電気工作物

③その他の電気機器に異常が発生した場合は、その他の電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度、点検、測定、試験を行います。

2 点検、測定及び試験の周期

太陽電池発電設備(太陽光アレイ及びパワーコンディショナー)

点 検 の 種 別	周 期
月 次 点 検	6ヶ月 1 回
年 次 点 検	毎年 1 回
臨 時 点 検	必要に応じて
工 事 期 間 中 の 点 検	毎 週 1 回

太陽電池発電設備用受変電設備

点 検 の 種 別	周 期
月 次 点 検	ヶ月 1 回
年 次 点 検	毎年 1 回
臨 時 点 検	必要に応じて
工 事 期 間 中 の 点 検	毎 週 1 回

(注) 年次点検には、月次点検が含まれます。

改正の内容

点検頻度の変更

太陽電池発電所の
受変電設備



<現行>

6ヶ月に1回 ⇒ 2ヶ月～6ヶ月に1回

<変更後>

変更なし

パネル、
パワーコンディショナ—



↓ 下記参照

点検箇所		平成27年 3月31日まで	平成27年4月1日から
パネル、パワーコン		6ヶ月	6ヶ月(変更なし)
太陽電池発電所 受変電設備 専用の受変電設備	第六号ただし書に準ず るもの	6ヶ月	6ヶ月 (更により条件が 加わると...)
	第六号本文及び第九号 に準ずるもの	4ヶ月	5ヶ月 (延伸なし)
	第七号のイからホまで の設備条件の全てに適合 する信頼性の高いもの の又は低圧受電のもの	3ヶ月	4ヶ月
	上記以外	2ヶ月	3ヶ月

※1 延伸に係る条件となる監視制御方式の詳細については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)
(平成26年3月31日改正)」4.(4)に定めるとおりとする。

なお、法令で定める点検頻度は最低限度のものであり、それ以上の
頻度で契約を結ぶことについて、何ら妨げるものではありません。
実際の契約の際には、周辺の環境等の状況を踏まえつつ、設置者及
び保安管理業務の受託者の方が、設備管理や運転継続の観点から必
要であると考ええる点検頻度を設定し、適切な保安管理を行って下さい。

必要手続き

<設置者の皆様へ>

点検頻度見直しに伴い、外部委託を締結している者との契約見直し
及び保安規程変更届出書の提出をして下さい。

提出が必要な書類

- ① 保安規程変更届出書(様式42)
- ② 変更を必要とする理由書
- ③ (別添) 点検頻度確認フロー
- ④ 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書(写し)

①～③については、
インターネット上で
の様式ダウンロード
も可能です。

たいようきてい

検索

保安規程変更届は、電気事業法第42条第2項の規定に基づき、遅
滞なく提出して下さい。

制度変更直前(平成27年3月)は電
話が混み合うことが予想されますの
で、問い合わせはあらかじめ余裕を
もっていただくようお願いいたします。

※注意

新点検頻度における電気事業法告示の適用は【平成27年4月1日】
となります。
設置者と外部委託受託者との間で点検頻度の見直しをした場合の
契約締結日は平成27年4月1日以前である必要があります。

(別添)改正内容②

<保安法人及び管理技術者の皆様へ>

受託している事業場の中で点検頻度を見直す事業場がある場合、換算係数の値も変わります。

設置者より提出される保安規程変更届と併せて受託事業場一覧表の提出をお願いいたします。

太陽電池発電設備専用の 受変電設備の点検頻度	圧縮係数
2ヶ月毎以上	0.36
3ヶ月毎以上	0.33
4ヶ月(5ヶ月含む)毎以上	0.32
6ヶ月毎以上	0.31

上記「圧縮係数」を用いて太陽電池発電設備全体(パネル、パワコン等含む)の換算係数を算出する例は下記のとおり。

(例) 全量買取制度に基づく出力500kWの太陽電池発電設備を
2ヶ月点検で受託する場合

$$\rightarrow 0.6(\text{発電所の換算係数}) \times 0.36(\text{圧縮係数}) = 0.216$$

告示第249号第3条表中
「発電所」の項目における
「出力300kw以上600kw未満」の換算係数

上記表中、
「2ヶ月毎以上」の圧縮係数



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

監視制御方式のうち、周期の延伸が認められる方式とは(抜粋)

1-① 随時監視制御方式

【参考：電気設備に関する技術基準の解釈 第47条第1項第3号】

- イ 技術員が、必要に応じて発電所に向き、運転状態の監視又は制御その他必要な措置を行うものであること。
- ロ 次の場合に、技術員へ警報する装置を施設すること。
 - (イ) 発電所内(屋外であって、変電所若しくは開閉所又はこれらに準する機能を有する設備を施設する場所を除く。)で火災が発生した場合。
 - (ハ) ガス絶縁機器(圧力の低下により絶縁破壊等を生じるおそれのないものを除く。)の絶縁ガスの圧力が著しく低下した場合。
- (ニ) 下記2. 両監視制御方式に対する共通項目において、それぞれ規定する、発電所の種類に応じ警報を要する場合。
- ハ 発電所の出力が2,000kW未満の場合においては、ロの規定における技術員への警報を、技術員に連絡するための補助員への警報とすることができる。

1-② 遠隔常時監視制御方式

【参考：電気設備に関する技術基準の解釈 第47条第1項第4号】

- イ 技術員が、制御所に常時駐在し、発電所の運転状態の監視及び制御を遠隔で行うものであること。
- ロ 次の場合に、制御所へ警報する装置を施設すること。
 - (イ) 発電所内(屋外であって、変電所若しくは開閉所又はこれらに準する機能を有する設備を施設する場所を除く。)で火災が発生した場合。
 - (ロ) 他冷式(変圧器の巻線及び鉄心を直接冷却するため封入した冷媒を強制循環させる冷却方式をいう。以下、この条において同じ。)の特別高圧用変圧器の冷却装置が故障した場合又は温度が著しく上昇した場合。
 - (ハ) ガス絶縁機器(圧力の低下により絶縁破壊等を生じるおそれのないものを除く。)の絶縁ガスの圧力が著しく低下した場合。
- (ニ) 下記2. 両監視制御方式に対する共通項目において、それぞれ規定する、発電所の種類に応じ警報を要する場合。
- ハ 制御所には、次に掲げる装置を施設すること。
 - (イ) 発電所の運転及び停止を、監視及び操作する装置。

2. 両監視制御方式に対する共通項目

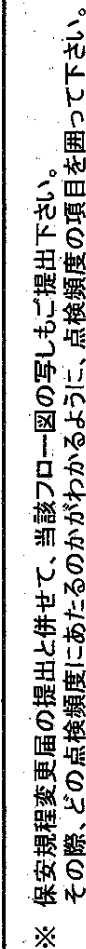
【参考：電気設備に関する技術基準の解釈 第47条第5項第2号及び第3項】

- イ 「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(ニ)の規定における「発電所の種類に応じ警報を要する場合」は、次によること。
 - (イ) 逆変換装置の運転が異常により自動停止した場合。
 - (ロ) 運転操作に必要な遮断器(当該遮断器の遮断により逆変換装置の運転が自動停止するものを除く。)が異常により自動的に遮断した場合(遮断器が自動的に再開した場合は除く。)
- ロ 「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(ハ)に掲げる場合に、当該設備を電路から自動的に遮断するとともに、逆変換装置の運転を自動停止する装置を施設するときは、「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(ハ)に掲げる場合に警報する装置を施設しないことができる。

連絡体制の確立

- 太陽電池発電所の設置者が、「1-①. 随時監視制御方式」または「1-②. 遠隔常時監視制御方式」のそれぞれロ(イ)から(ニ)までに掲げる場合であって、警報が発せられたときは、当該警報の内容を電気管理技術者等に迅速に伝達し、かつ、当該警報の内容の伝達を受けた電気管理技術者等が当該警報に係る異常に対応することができるようにする体制を有すること。

※当蔵フロア図における「告示」とは平成15年度経済産業省告示第249号を指す。



(例)

保安管理業務外部委託承認申請書

局整理番号 号
平成 年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所

氏 名

印

電気事業法施行規則第52条第2項の規定により承認を受けたいので申請します。

主任技術者 を選任しない事業場	名 称 及 び 所 在 地				
	電 気 工 作 物 の 概 要	発 電 所	出 力	KW	
			電 圧	6600V	
			発 電 設 備 の 種 類	太陽電池発電設備	
	配電線路の種類	有 ☒ 無 ☐	電 圧	V	
委 託 契 約 の 相 手 方	氏 名 及 び 生 年 月 日				
	住 所				
	主任技術者免状 の種類及び番号	第 種 電気主任技術者免状 第 号			
委 託 契 約 を 締 結 し た 年 月 日		平成 年 月 日			

東京電力(株)	支社	支店・営業所
---------	----	--------

委託事業場一覧表（平成26年6月17日現在）（記載例）

METI協会	経済	太郎の換算係数	点	判定結果	可
合計（F）				33点未満なら可、33点以上なら否	

1. 今回の申請事業場

設置者名（所在地）	株式会社Z（東京都・・・）
事業場名（所在地）	〇ソーラー発電所（東京都・・・）

2. 担当事業場一覧（今回の申請分含む。）

番 号	設置者名称 (所在地)	事業場名称 (所在地)	外部委託 承認 年月日	連系 電圧 区分	需要設備					発電所					配電線路		事業場 全体の 換算係 数 (F)	
					受電 電圧 [kVA]	設備 容量 [kVA]	点 数 (A)	点検 周期 (〇ヶ 月/回)	圧縮 係数 (B)	発電 種別	出力 [kW]	点 数 (C)	点検 周期 (〇ヶ 月/回)	圧縮 係数 (D)	有 無	点 数 (E)		
1	株式会社 X	M 営業所	H26. 3. 1	高圧	6600	1000	1.6	2	0.6	-	-	-	-	-	有	0.1	1.06	
2	Y 株式会社	N 支店	H26. 5. 7	高圧	6600	1000	1.6	2	0.6	太陽 余剰	1000	1.0	6	0.25	無	0	1.21	
					太陽電池の余剰買取の場合、従来どおり建物等部分と発電所（パネル、パワコン）部分とは分けて計算し、足し併せて下さい。													
3	株式会社 Z	O ソーラー発電所	H26. 6. 10	高圧	-	-	-	-	-	太陽 全量	1500	1.2	3	0.33	無	0	0.396	
					太陽電池の全量買取の場合、圧縮係数 D で需要設備の点数も考慮しております。パネル、パワコンの周期が 6 ヶ月に 1 回、受変電設備が 3 ヶ月に 1 回の場合、受変電設備の周期に対する H27. 4. 1 新設の圧縮係数 (0.31～0.36) を用いて計算して下さい。													

※F（点）＝A×B+C×D+E